

日之影町農業委員会 第28回総会

開催日時 : 令和7年11月25日(火) 午前9時開会

開催場所 : 役場 防災会議室

出席委員 : 甲斐 幹男 松本 貴美子 今村 浩二三 穂積 ミサ子
 工藤 昭一 山本 英二 佐藤 陽子 矢通 広信
 一水 秀樹 榊田 隆盛 甲斐 直 高岡 光美
 中川 今朝久 押方 徹 甲斐 秀人 大村 直登

欠席委員 : なし

議事日程 : ① 議案第81-1号

「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」

～

議案第81-49号

「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」

② 議案第82号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

③ 議案第83号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

④ 議案第84号

「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

議長	これから日之影町農業委員会総会を開会します。 本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。 はじめに、議事録署名委員を指名します。 3番 今村 浩二三 委員、4番 穂積 ミサ子 委員にお願いします。 それでは、これより審議に入ります。
議長	議案第81号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題とします。 なお、議案第81-1号から議案第81-49号については、農地中間管理事業による設定のため、一括して審議したいと思います。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第81号説明・朗読)
議長	以上で説明は終わりました。この件に関して質疑がある方は、挙手をしてご意見を出して下さい。
会長	前回の設定から今回の設定で、変わったところは。
事務局	前回の設定から今回の変更点につきましては、81-1号 ■■■■さん 所有者が■■■■さん、■■■さんの母親でしたが、今回、■■■さんから■■■さん A to A となっています。 81-15号 ■■■■さん A to Aですが、前回の設定に4筆追加。 ■■■■さん、前回、■■■さんから■■■さんに変更、■■■■さんも前回の父名義から■■ さん名義に変更。 前回からのおもな変更は以上です。 また、前回から更新しなかったものについては、21人、37,816㎡ 理由としては、未相続、荒れ地、後は売買を予定しているもの等となっています。
会長	21人もいるのか。
事務局	21名となっていますが、請け人に対して渡し人が何人かいてその内の1人からの更新をやめるという形になったりしているのです、実質、21人という訳ではありません。
会長	■■■地区は交付金対象になっているのか。 その場合、問題はないのか。
事務局	交付金の対象です。 10年、満了しているので問題はありません。
梶田委員	46、47号は■■■さんではないのか。母親の名前になっているが。
事務局	耕作者は、■■■さんです。 全てが■■■さんの名義ではなくて、母親と奥さんの名義になっているので、この地番については母親の名義です。
会長	35、36の■■■■さんは■■■■の■■■さんか。

事務局 そうです。

会長 14号の■■■■さんから■■■さんは、まだ相続ができてないのか。

事務局 そうです。未相続ですが、承諾書を息子さん、娘さん、■■■さんから頂いています。代表で■■■さんが耕作するという承諾書です。

議長 質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第81号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」、申請のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第81号は、申請のとおり承認することに決定しました。

議長 次に、議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第82号説明・朗読)

会長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、私から説明します。

会長 航空写真を見ていただけると分かりますが、場所は団七の館の下、■■■さん宅の上にあたる2筆です。
写真でわかるとおり、柿が植えてあります。農地としては現状維持されているところ
です。
昨年、■■■■さんから■■■■さんが農地を一括取得されていたのですが、その
の2筆を高千穂町の■■■■さんが購入されるということです。今までは奥さん名義で申
請があがってきていたのですが、奥さんが亡くなられたので今回は■■■さんで申請があ
がってきたところです。周りの土地は奥さん名義で、すでに購入されていて、それに引き
続き購入となっています。
売買価格は■■■■です。

■■■さんには、話してあるのか。

事務局 事務局側からは説明していません。

会長 家の裏手に当たるから、■■■さんには説明をお願いします。

議長 質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第82号は、申請のとおり承認することに決定しました。
なお、隣接する■■■■さんには確認を得て、許可することとします。

次に、議案第83号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第83号説明・朗読)

議長 事務局の説明は終わりました。続いて秀人委員の説明をお願いします。

秀人委員 説明します。
現地につきましても、事務局と11月12日に確認しました。
譲渡人の■■■■さんは■■歳で、■■■県の娘さんのところにお住まいです。■■■
集落の■■■さんの奥さんになりますが、■■■さんが4年前に亡くなり、それからは1人
暮らしでしたが、令和6年に転出されています。
譲受人の■■■■さんは■■歳で、■■■■のダンプに乗っています。現在■■■■に
奥さんと2人でお住まいです。
この度、空き家を含む周りの土地21筆を購入され、購入した土地の5筆が畑だった
ため、今回の申請に至りました。
ご審議をお願いします。

会長 家も込みということだが、どこになるのか。

事務局 ちょうど、申請地の真ん中にある家です。

中川委員 売買金額はいくらか。

事務局 家込みで■■■■です。

会長 畑とあるが、何をするのか。

秀人委員 家の下は柿が植えてある。
かなり広い面積がある。
現状維持と聞いている。

榊田委員 かなり広い範囲だが、家の上は荒れても他に迷惑がかかる土地ではないと思う。

事務局 自分で管理されるとのことで、現地確認に行った際にお会いでき、家の下側は2回程
草刈りをしたと言われていました。

議長 質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

譲受人は■■■歳ということですので、まだまだ管理はできるのではないかと思います。

これより採決します。議案第83号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第83号は、申請のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第84号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第84号説明・朗読)

議長 事務局の説明は終わりました。続いて中川委員の説明をお願いします。

中川委員 説明いたします。現地については、事務局と11月6日に確認しました。申請者の■■■さんは■■■歳で■■■市にお住まいで、職業は会社員となっております。■■■集落の■■■さんの息子さんになります。申請地は■■■集落になり、10年以上耕作していなかったため荒れており、今後も耕作する予定はないので植林したいと申請に至りました。ご審議をお願いします。

会長 ■■■集落のどのあたりになるのか

事務局 ■■■, ■■■は、以前、4条申請で上がってきた■■■さんの土地の上に当たる土地になります。■■■は公民館から少し上がったところを左に折れて■■■さんの椎茸のほた場の横を上がって行ったところになります。家は、■■■さんと■■■さんの家の間になる家です。■■■に住んでいらしたので、■■■にはなじみがないかと思います。

会長 植林しても周りに影響はないのか。

事務局 2か所とも周りに農地はないので問題はないと思われます。

議長 質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第84号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第84号は、申請のとおり承認することに決定しました。

以上で、本日予定しておりました審議は全て終了しました。
第28回の農業委員会総会を終了します。お疲れ様でした
ありがとうございました。